

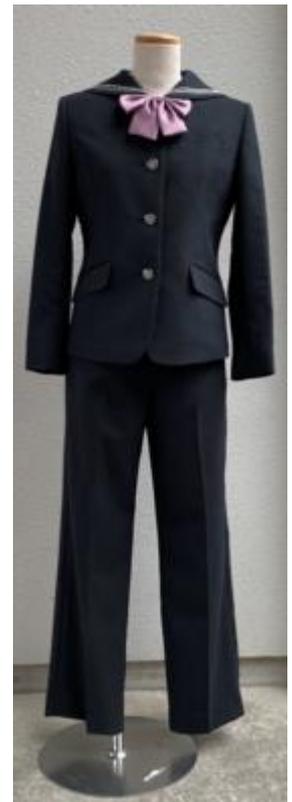
冬服



A スタイル



B スタイル(スカート)



B スタイル(スラックス)

夏服



A スタイル



B スタイル

(見本はありませんが夏用 B スタイルスラックスもあります。)

1. 校則等に関して

(1) 本校生は以下の制服を着用する。

着こなし・身だしなみに十分気を配り、変形しない。

A スタイル：学校指定のブレザー・ズボン・カッターシャツ・オープンシャツ・ネクタイ・セーター・カーディガン

B スタイル：学校指定のセーラーブレザー・スカート・スラックス・オープンプラウス（長袖・半袖）・リボン・セーター・カーディガン

※A スタイル、B スタイルのいずれかを着用すること。

※更衣期間の設定はない。気候や体温調節に合わせて、各スタイル内で組み合わせを自由に着用する。

※学校行事等の制服の着用については、指示された制服を着用すること。

※スカート丈は膝丈とする。

(2) 防寒着の着用は冬季（11月～3月）とし、華美なものは禁止する。防寒着の下には必ず、学校指定のブレザー、セーラーブレザーを着用していること。校内では必ず制服を着用し、コートなどの防寒着は着用しない。ただし、体調不良等事情のある場合は、申し出て許可を得ること。

(3) 通学用の靴は華美でない短靴を使用する。校舎内では学校指定の上履きを使用する。

(4) 靴下は華美なものは着用しない。

(5) 髪は変形させたり着色・脱色・加工することなく清楚にする。

(6) 学校生活に不必要なものは持ってこない、身につけない。化粧、ピアス・イヤリング、マニキュア等の装飾品は禁止する。

(7) 携帯電話・スマートフォンは校内での使用は禁止する。（現在、改定に向けて試行期間中）

2. 通学等に関して

(1) 学校までの自転車通学は認めない。ただし、最寄りの駅までの自転車利用は届け出ること。

(2) 特別な理由がないかぎり、タクシー・自家用車など自動車での通学は禁止する。

3. 届け出等に関して

(1) 欠席・遅刻については事前に届け出る。早退は許可を得る。登校後の外出は届け出る。

(2) 下校時刻は18時（冬季は17時30分）とする。部活動等による活動時間延長は下校時刻より1時間以内とし、届け出る。テスト期間中、長期休業中の下校時刻は17時とする。

(3) 学生割引の必要な旅行の場合は届け出る。

4. その他

(1) 「三ない運動」の趣旨に基づき、原動機付自転車・自動二輪車及び自動車の免許証取得は禁止する。免許取得は正当な理由のないかぎり、卒業式以後とする。

(2) アルバイトは原則として禁止する。特別な理由がある場合（経済的事情・奨学金受給者、3年生の2月以降の自宅学習期間）は届け出・許可を得る。ただし、酒類の提供、接客等のアルバイトはできない。

(3) 法律・条令で禁止されている行為、反社会的行動等の違反行為が生じた場合、教育上の指導を行い、懲戒を加えることがある。

* 「三ない運動」とは「免許を取らせない」、「単車を買わない」、「単車に乗せない」の三点です。